

認定失効制度に関するFAQ

番号	質問	回答
1. 系統連系工事着工申込みについて		
1-1	系統連系工事着工申込みを行う際に、作成すべき書類や、添付すべき書類など必要な手続きを教えてください。	系統連系工事着工申込みに当たっては、「系統連系工事着工申込書」に必要事項を記載いただき、特定契約を締結している買取事業者に提出してください（当該買取事業者経由で一般送配電事業者に申込書が提出されます）。提出いただける時期については、別途、お知らせ致します。 なお、系統連系工事着工申込みに当たっては、各種許認可を証する書類や再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書などの添付は必要ありません。
1-2	系統連系工事着工申込みは、地方経済産業局でも受け付けてもらえますか。	系統連系工事着工申込みは、一般送配電事業者が連系開始予定日の決定に至るための実務上の手続という位置づけのため、地方経済産業局、JPEA代行申請センター等の経済産業省の各機関に提出されたとしても受け付けることができません。
1-3	発電事業計画の変更認定申請を行った場合、系統連系工事着工申込書の再提出は必要になるのでしょうか。	今回の改正において、事業計画の変更に伴う再提出は求めないことと致します。ただし、提出後に、当該情報の提供を受けた経済産業省が、電力会社による受領確認作業と並行して又は受領後も継続的に、自治体等を通じて要件該当性について確認を行い、その結果、申込書の内容と実態が異なり、実際には要件を満たしていないことが判明した案件については失効となる可能性があります。
1-4	系統連系工事着工申込みの提出にあたって必要となる要件を教えてください。	失効制度の一要件とする系統連系工事着工申込みの提出条件については、以下の3つとなります。 ①着工申込みの提出時点で、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原が得られていること ②着工申込みの提出時点で、農振除外・農地転用の許可が取得または届出の受理ができていること ③着工申込みの提出時点で、林地開発許可の取得ができていること
1-5	系統連系工事着工申込みの要件を満たしていることは、どうやって確認されるのでしょうか。	系統連系工事着工申込みを受け付ける電力会社は、提出された時点で不備がなければ、申込書に記載のとおり系統連系工事着工申込みの要件は満たされているものとして取り扱うことになりますが、当該情報の提供を受けた経済産業省が、電力会社による受領確認作業と並行して又は受領後も継続的に、自治体等を通じて確認を行うことになります。また、申込書の内容と実態が異なり、実際には要件を満たしていないことが確認された案件については失効となる可能性があります。
1-6	事業用太陽光の未稼働措置により、系統連系工事着工申込書を提出している場合には、改めて提出する必要がないということよろしいでしょうか。	既に、一般送配電事業者等に対して系統連系工事着工申込書を提出し、受領されているのであれば、改めて提出いただく必要はありません。
1-7	事業用太陽光の未稼働措置で用意されている「系統連系工事着工申込書サンプル」を利用して、提出してもよろしいでしょうか。	失効制度と未稼働措置では系統連系工事着工申込みの要件が異なり、「系統連系工事着工申込書」は、失効制度用と未稼働措置用とで別になりますので、失効制度用をご利用ください。仮に、未稼働措置用の様式で提出されてしまうと、受領されませんので、ご注意ください。
1-8	事業用太陽光の未稼働措置と失効制度とで系統連系工事着工申込みの要件は何が異なるのでしょうか。	失効制度における系統連系工事着工申込みにあたっては、上記1-4で示した3つの要件となり、未稼働措置で要件とされていた「条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧の終了」は含まれておりません。
1-9	系統連系工事着工申込書の提出は、施行日以前に行ってもよいのでしょうか。	準備時間を確保できるよう、施行日以前に提出可能とする方向で検討しているところですので、追って、提出開始日をお知らせするように致します。
1-10	認定を受けている案件については、必ず系統連系工事着工申込書を提出しなければならないのでしょうか。	運転開始期限日（施行日）の1年後までに稼働されず、さらに、系統連系工事着工申込書が受領されていない場合は、その時点で失効することになります。当該申込書の提出は認定要件として位置付けられたものではありませんが、提出されないまま未稼働が継続した場合には、早期に失効する可能性が高まるということをご認識いただき、各者の判断でご対応ください。
2. 失効の例外等について		
2-1	工事計画届出が不備無く受領された後、再提出が必要となった場合でも、失効とならないのでしょうか。	期限後の軽微な変更による再提出により、最初の提出に基づく経済産業大臣の確認が取り消しとなりませんが、例えば地番の追加や発電設備の設計の大幅な変更などFIT法の事業計画の変更にまで及ぶような変更が軽微とは言えない案件については、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗を評価して猶予期間を設けるという趣旨に反することから、確認を取り消す可能性があります。
2-2	複数の工事計画届出を提出する場合、最初の工事計画届出の提出が基準となるのでしょうか。	複数の工事計画を届け出る場合であっても、FIT認定を受けた全ての設備について、期限までに工事計画届出が受理された場合についてのみ、失効リスクが取り除かれることとなります。
2-3	工事計画届出と環境影響評価のいずれにも対象となる規模の設備を有する場合、どちらかを事業者が選択できるのでしょうか。	各事業者が選択いただいかまいません。その際、申請いただく「再生可能エネルギー発電事業進捗確認書」の添付書類に誤りがないかしっかりとご確認いただくようお願いいたします。
2-4	10kW未満の太陽光発電設備も対象になるのでしょうか。	10kW未満の太陽光発電設備については現行制度のとおり、認定から1年後に失効となりますので、ご注意ください。失効制度の例外の対象にはなりません。
2-5	系統側の都合により連系開始が間に合わない場合（事業者の責に帰さない事由の場合）、認定は失効しないのでしょうか。	運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込書が不備無く受領された案件において、系統側の都合により連系開始予定日に遅れが生じてしまう場合については、当該遅延した期間を失効期間に加えることとしています。
2-6	認定失効に至る際の期間の計算方法について、施行日から1年後に失効とは具体的にいつになるのでしょうか。	施行日から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込書が不備無く受領されない場合、施行日の1年後、つまり2023年4月1日午前0時に失効致します。

番号	質問	回答
3. 経過措置について		
3-1	経過措置の対象となる案件を教えてください。	経過措置の対象となるのは、施行日となる2022年3月31日以前に運転開始期限を迎える2019年3月以前に認定を受けた太陽光発電設備になります。
3-2	2022年3月31日以前に運転開始期限を迎える設備について、いつ失効となるのでしょうか。	<p>2022年3月31日以前に運転開始期限を迎える設備は経過措置の対象となり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年3月31日までに系統連系工事着工申込書が受領されない場合は、その時点で失効となります。 ・2023年3月31日までに系統連系工事着工申込みが受領された場合は2025年3月31日に運転開始まで至らなければ失効となります。 ・2023年3月31日までに工事計画届出の受領あるいは環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認された場合、失効は2042年3月31日となることから、実質的に失効リスクが取り除かれることとなります。
3-3	未稼働太陽光措置の対象となる設備（2012年～16年認定であって、2016年7月31日までに接続契約を締結したもの）も対象となるのでしょうか。	旧法により設備認定を受けたものについても対象となります。経過措置が適用されることになるため、施行日から1年後までに系統連系工事着工申込書が受領されなければ、失効となりますので、ご注意ください。